

# **武蔵野市行財政改革アクションプラン (平成 21～24 年度)**

**取組状況(平成 23 年度末時点)**

# 目次

<b>1 都市インフラ、公共施設の延命化と計画的維持更新</b>	..... 1
(1) 中長期財政見通しの作成	
(2) 都市インフラ、公共施設の更新計画の策定と実施	
(3) 公共施設の転用、廃止、統合等の検討	
<b>2 事務事業等の見直しの一層の推進</b>	..... 7
(1) 事務事業・補助金の見直し	
(2) 事務事業の成果向上に向けての創意工夫の検討、実施	
(3) 資産等の有効活用等による収入確保	
<b>3 適切な事業実施主体の選択</b>	..... 17
(1) 事務事業運営方式の見直し	
(2) サービス基盤施設整備の民設民営方式などによる推進	
(3) 地域との協働の推進	
<b>4 新規事業への的確な対応</b>	..... 27
(1) 新規事業の実施判断	
<b>5 効率的で効果的な市役所組織への改革</b>	..... 29
(1) 人材マネジメントの強化	
(2) 業務改善、IT化の推進	
(3) 給与制度の改善・給与水準の適正化	
(4) 組織人員体制の効率化とスリム化	
<b>6 財政援助出資団体の経営責任の明確化</b>	..... 35
(1) 基本方針に基づく指導監督	
(2) 団体の組織統廃合・再編の検討	
<b>7 財政規律の維持</b>	..... 38
(1) 財政運営のガイドライン設定の検討	
<b>8 行政経営強化などへの取組</b>	..... 39
(1) 行政評価制度の再構築と活用	
(2) 部門における予算編成・執行権限の強化	
(3) 市民ニーズ・満足度調査の実施	
(4) 説明責任の強化	
(5) 複式簿記会計導入の検討	
(6) トップマネジメント支援機能の強化	
(7) 市民参加、協働のルールづくり	

※「実施状況」欄について

各取組みの実施状況については、進捗度合いに応じて以下の記号で記載。

完了：◎ 実施中：○ 未着手：△ 中止：×

# 1 都市インフラ、公共施設の延命化と計画的維持更新

市民生活に不可欠な都市インフラや公共施設の更新が一時期に集中し、後年度に過大な財政負担等を及ぼすことなどのないよう、各施設等に必要な延命措置等を行い供用期間を延ばすとともに、必要な更新を財源との整合を取った上で計画的に実施し、健全な行財政運営を維持していく。

## (1) 中長期財政見通しの作成

取組目標	今後の行財政運営の基本データとなる中長期の財政見通しを作成し、社会経済状況等の変化に合わせ更新していく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	作成	更新	→	→
実施状況	△	△	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	第五期長期計画において、平成24年度から5年間の財政計画を作成した。しかし、税と社会保障の一体改革や国内外の景気動向は依然不透明であり、社会経済状況の変化を注視していく必要がある。今後も長期計画や調整計画策定時において、財政計画を作成する予定である。			
未着手・中止の理由				

## (2) 都市インフラ、公共施設の更新計画の策定と実施

### ①都市インフラ（上・下水道、道路、駅周辺）更新、整備計画の策定と実施

取組目標	上・下水道、道路、三駅周辺の施設更新・整備計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図った上で、順次実施を行っていく。			
担当所管	企画調整課、都市整備部、水道部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	計画策定	実施	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>吉祥寺駅南口・北口駅前広場について検討を行っている。今後とも整備・改修に向け調整等を行っていく。</p> <p>武蔵境駅周辺については、住民説明会及びパブコメを実施し「武蔵境駅北口広場基本計画」として取りまとめた。また、西区画の市道第291号線(第3工区)の道路整備工事や都道123号線の鉄道高架下区間の電線類地中化工事も完了した。今後は、広場予定地や都道123号線の拡幅予定地の用地買収及び工事実施に関わる関係機関との調整を進め、平成27年度の完成を目指す。</p> <p>平成21年度に見直したローリングサイクルに基づき道路改修を行っており、舗装や道路施設等を計画的に改修する「道路改修計画」を平成24</p>			

	<p>年度に策定する予定。</p> <p>平成 21 年3月に策定した「武蔵野市下水道総合計画」に基づき、下水道の適性管理を実施するための長寿命化計画を、平成 24 年度の策定に向けて、検討を行った。</p> <p>なお、第五期長期計画において、今後 20 年間における新規事業費（三駅周辺の都市基盤整備：110 億円、道路整備：250 億円、下水道整備：410 億）が試算されるとともに、中長期財政計画によって今後 5 年間市税増は見込めずさらに後年度になればなるほど施設更新・整備に要する経費が増加し市の財政が圧迫することが想定された。以上の取組を含め、引き続き計画的な都市インフラの更新・整備を実施していく。</p>
未着手・中止の理由	

## ②中長期資産管理計画の策定と実施

取組目標	<p>保育園、コミュニティセンター等の公共施設の延命（予防的保全）、更新計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図った上で順次実施を行っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、財政課、施設課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定	順次実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>人口動向や財政状況と共に施設にかかるコスト、利用状況及びハード面の現状を一元的に把握し、情報共有するため「施設白書」を作成し、公表した。</p> <p>今後は主管部署への情報提供など連携・協力していく。</p>			
未着手・中止の理由				

## ③学校施設の延命化（適切な保全の実施）

取組目標	<p>学校施設については、現在まで予防保全の適切な維持が図られており、平成 19 年から 20 年にかけて調査及び検討を行い、ここ 10 年間程度は建て替えるものはない状況である。ここ数年間は、中長期的な経年劣化の進行に配慮しながら、必要な修繕を行っていく。</p>			
担当所管	教育企画課、施設課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	

<p>目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定</p>	<p>計画的な予防保全や改良保全により機能的改善を図りながら既存施設の長寿命化に努めており、今後も同様に進めていく。</p> <p>平成 23 年度は劣化保全として 125,943 千円、改良保全として 5,607 千円の計画的整備を実施した。平成 24 年度にはそれぞれ 295,692 千円、11,860 千円の整備を行なう予定である。</p> <p>なお、学校施設や調理場などの施設は老朽化が進み、その整備・改築には大きな財政負担を伴うことから、長期的な方針を定めて計画的な学校整備・改築を推進していく。</p>
<p>未着手・中止の理由</p>	

④クリーンセンター建替え計画の検討と策定

<p>取組目標</p>	<p>主要設備が耐用年数に近づき、建替えが不可欠と予測されるクリーンセンターについて、まちづくり検討委員会の提言を受けた後、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び中長期の財政見通しとの整合を図り、市民参加による施設基本計画を策定する。現施設については建替えまでに安全な運転を継続するため、必要な延命工事等を行っていく。</p>			
<p>担当所管</p>	<p>クリーンセンター</p>			
<p>年次計画</p>	<p>H 2 1</p>	<p>H 2 2</p>	<p>H 2 3</p>	<p>H 2 4</p>
	<p>検討</p>	<p>計画策定</p>	<p>基本設計</p>	<p>事業者選定</p>
<p>実施状況</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>	
<p>目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定</p>	<p>新施設においては、平成 21 年 12 月に市の基本的な考え方をまとめ、平成 22 年 2 月に市民参加による施設基本計画策定委員会を設置して施設基本仕様等を検討し、平成 23 年 3 月に基本計画提言をまとめた。これを受け、平成 23 年 7 月には提言に基づき施設基本計画を策定した。この基本計画に則して、平成 23 年 10 月には事業者選定委員会を設置し、事業者選定手続き方法を検討し、平成 24 年 3 月に実施方針(基本設計を含む)を公表した。平成 24 年度は事業者選定手続きを進め、事業者を選定する。</p> <p>現施設については、平成 29 年度の新施設稼働まで安定的かつ安全に稼働していくため、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、必要な延命工事等を実施した。</p> <p>なお、事業者選定後は、平成 29 年度の稼働を目標に新施設の建設事業を安全に進めるとともに、新施設を含む周辺整備の具体的な検討を継続して進めていく。</p>			
<p>未着手・中止の理由</p>				

⑤ P F I など都市インフラ更新の新たな手法の検討

取組目標	都市インフラの更新にあたっては、P F I などの新たな手法の活用について研究し、活用すべき施設等があれば実施の検討を行っていく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	△	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	クリーンセンター建替えでは事業手法にDBO方式を採用し、民間事業者のノウハウ等を活用して効率的かつ効果的な事業実施を図ることとした。PFI方式を採用しなかった理由は、民間資金を活用しない方が有利となる調査結果が出たという他にも、ごみ処理事業においては市が事業主体となり責任を負うべきであると判断したことによる。今後も、事業目的と内容に即して、民間ノウハウの活用を検討していく。			
未着手・中止の理由				

⑥ 公共施設の更新にあたっての広域相互連携利用の推進の検討

取組目標	今後の公共施設の更新、整備にあたっては、市が単独で設立、保有、運営の形態を継続すること以外に、近隣自治体などと施設を相互連携利用することによって効率的にサービス水準を確保することの検討を行っていく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	公共施設の再配置にあたっては、広域相互連携利用の可否を含め、検討していく。			
未着手・中止の理由				

(3) 公共施設の転用、廃止、統合等の検討

① 公共施設の転用、廃止、統合等の検討、実施

取組目標	公共施設について、老朽化の度合いや社会的ニーズの変化などに加え、今後の人口減少や人口構成の変化を視野に入れながら随時、
------	---

	<p>転用、廃止、統合等の検討を行い、実施していく。なお、第四期長期計画・調整計画においてあり方、再編等の検討を行うとしている、くぬぎ園、西部地域の子育て支援施設、境幼稚園（別掲）、西部図書館、旧桜堤小学校及び武蔵野プレイスとの関連で今後のあり方を検討すべき市民会館については早急に検討を行っていく。</p>			
担当所管	<p>企画調整課、（高齢者支援課、子ども家庭課、児童青少年課、保育課、教育企画課、生涯学習スポーツ課、図書館）</p>			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討 （順次実施）	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>くぬぎ園については、平成 21年度に桜堤地域福祉施設のあり方検討委員会を設置し検討した結果、健康福祉総合計画2012に建替えの方針を示し、入居者に対する説明会を行った。第五期長期計画においては、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討するとされた。また、土地を所有する東京都とも協議を開始した。くぬぎ園入居者の住み替え支援、建替え後の施設の具体像の決定、施設整備に対する都の了承を得ることが課題となる。今後は、施設の整備方針を決定していくとともに、引き続き東京都とも協議を行う。また、施設見学会や面談を行い入居者の住み替え支援を行う。</p> <p>西部地域の子育て支援施設の再編については、第五期長期計画において、桜堤児童館の機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図ること、施設の一部を平成 24 年度にプレこども園として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園の分館としての利用を検討することが明記された。また、「小学生の放課後施策推進協議会」では、児童館の機能・役割のうち、小学生対応部分を全市的に展開することについて検討を行っており、これらの状況を踏まえた総合的な検討を進めるため、平成 24 年度は庁内に検討委員会を設置する。</p> <p>旧西部図書館については、今後も地域住民の方の意見を伺いながら、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料館として整備を進める。</p> <p>旧桜堤小学校については、第五期長期計画において、その跡地を武蔵境駅圏の運動公園として利用することとしており、今後検討を進めていく。</p> <p>市民会館については圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。</p> <p>今後、公共施設については、施設の老朽化、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、管理コストの増大、限られた財源などの課題がある。これらの課題に対応するために、今後、第五期長期計画で示された「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、公共施設の再配置を検討し</p>			

	ていく。
未着手・中止の理由	

②公共施設の転用、廃止、統合等の検討、実施（境幼稚園の発展的解消）

取組目標	平成 21 年度は、境幼稚園の発展的解消後の子育て支援施設検討委員会の報告書を受けて、認定こども園保育所型としての具体的な検討を行う。工事着工は平成 24 年度、新施設開園は平成 25 年度の予定。			
担当所管	子ども家庭課、保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・計画策定	開設準備	→	工事着工
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>境幼稚園は平成 23 年度で廃止し、新しい子育て支援施設である境こども園の実施設計を作成。開設準備については境こども園開設準備担当を中心に、委員会及びワーキングチームにて検討を行った。</p> <p>平成 24 年度は園舎等の工事、入園基準の整備、保育料の決定等、こども園開設に向けた準備を行う。</p>			
未着手・中止の理由				

## 2 事務事業等の見直しの一層の推進

財政の総枠の拡大が見込めない中、都市のリニューアルを行いつつ、新たな課題解決のために必要な財源を振り向けていくためには、経常経費の抑制、圧縮が不可欠である。固定化した経費枠や事業の必要性、あり方などを常に見直し、成果を維持しつつ歳出の抑制、削減に努め、経営体質の強化を行っていく。

### (1) 事務事業・補助金の見直し

#### ①事務事業見直し基準の策定

取組目標	事務事業の見直しにあたって、i. 目的、手段が適切か、ii. 目的に適った成果を効率的にあげているか（類似事業との関連も含めて）、iii. 将来的な課題解決につながるか、iv. 民間、他市等との同種サービスとのコストやサービス水準のバランスはどうか、v. 受益者負担は適正か、vi. 補完性の原則に適合しているか、などの観点からの評価・判断の基準の策定を行い、基準に沿って例外を設けることなくあらゆる事務事業について見直しを進めていく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定・実施	実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」(平成 21 年3月武蔵野市、以下「基本方針」とする。)に示された見直しの方針を受け、平成 21 年7月に行財政改革推進本部において「武蔵野市事務事業・補助金見直しの基準(適切な事業実施主体選択の基準)」(以下「見直し基準」とする。)を策定した。</p> <p>平成 21 年度以降については、見直し基準に従い事務事業の見直しを実施しているところであり、平成 21 年度から平成 23 年度の間には 171 事業について評価を実施し、45 事業について見直し効果の検証を行った。また、平成 23 年度には新たなシートを作成し、88 事業について事業のコストを把握、説明した。</p> <p>今後は行政が担う役割をより明確にした上で、事業選定を行っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ②事務事業の見直しの実施（廃止、縮小、実施方法の変更、類似事業の整理統合等）

ア 既に行財政改革推進本部において見直しに着手することとしている事務事業の見直し（運営主体の検討を除く）

取組目標	季刊誌の発行、富士高原ファミリーロッジ（別掲）、青年の翼親善使節団派遣事業、小中学校情報ネットワーク事業（地域イントラ）、
------	---

	国際オルガンコンクール、吉祥寺美術館、勤労者互助会の運営、環境マネジメントシステム、桜堤団地生ごみ資源化、敬老福祉の集い、人間ドック事業、有料自転車駐車場、東京都市町村民交通災害共済事業、境幼稚園、水道部庁舎当直業務についての見直しの実施			
担当所管	各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	○	◎	◎	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>季刊誌の発行については、平成 22 年度に広告のページを設け、広告収入による季刊誌作成単価の抑制に努めた。</p> <p>青年の翼親善使節団派遣事業については、参加者数が減少傾向という課題があるため、事業趣旨を広く周知し、応募意識を高めるとともに、意欲ある青少年には交流事業全体で機会を与える仕組みを検討していく。</p> <p>小中学校情報ネットワーク事業(地域イントラ)は廃止し、学校IT教育システム(パソコン教室)の更改については、学校情報システムと回線を統合することで経費を削減し、平成 23 年度 9 月末に全 18 校の更改を完了した。</p> <p>国際オルガンコンクールについては、市の主催で今後も継続して実施すべきかどうか検討すること、事業目的を明確にすること、実施内容・方法を検討することが目標であったため、観光や商業振興の側面も含め、より市民全体のイベントとなることを目的とし、それに沿って運営、実施方法を見直し、武蔵野文化事業団との共催で実施することとした。平成 24 年度にコンクール本番及びプレイベント等を実施する予定であり、事業終了後に評価を行い、課題を把握する。</p> <p>吉祥寺美術館については、拡充の可否及び音楽室のあり方の検討が今後の課題であり、吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置を進める中でそれらの検討を行う。</p> <p>勤労者互助会の海の家事業については廃止し、一般市民対象事業として交流事業課で実施している。</p> <p>環境マネジメントシステムについて、平成21年度に事務マニュアルを改訂し事務手続き軽減及び経費節減を図り、22年度、23年度運用を行ってきたが、23 年度においては外部審査(更新審査)を受け、マニュアル及びシステム運用方法の一部改善を進めている。</p> <p>桜堤団地生ごみ処理機は、負担の公平性の見地等から撤去へ向けた協議を始めており、平成 24 年度中の撤去を目指す。撤去にあたっては、地元住民への適切な説明を行っていく。</p> <p>敬老福祉の集いについては、平成 22 年度より 1 日 1 回 3 日間の開催を、1 日 2 回 2 日間に変更し、対象者の増加に対応するとともに、開催日減により委託料等の経費を節減した。対象者のさらなる増加が見込まれ</p>			

	<p>ており、現行の開催方法では数年後に回数を増やす等の規模の拡大が必要となるため、今後は対象者の見直し等も検討する。</p> <p>人間ドック事業における補助のあり方について、受益者負担を見直し、平成 24 年1月の受診分から市民負担額の増額を実施した。(健康課)</p> <p>歩道等にあった利用登録駐輪場を閉鎖し、有料自転車駐車場制度へ移行してきたが、今後も継続的に駐輪場の確保を行うことが課題であり、短時間無料制度の導入などに努めていく。</p> <p>東京都市町村民交通災害共済事業については、市費による特別加入の継続の要否及び申請受付事務の銀行への一本化が検討課題である。特別加入の継続の要否は共済事業の財政に直接影響することから、今後も、関係市町村の動向を踏まえた上で検討していく。</p> <p>境幼稚園の発展的解消のため、保育機能、幼児教育機能、子育て支援機能を持つ境こども園開設の検討を行った。境幼稚園は平成 23 年度で閉園。</p> <p>水道部庁舎当直業務については、平成 23 年度末をもって廃止した。夜間・休日の既存委託業務(事故対応、浄水場運転管理業務)に振り分けることで歳出を抑制し、経営の効率化を図った。</p>
未着手・中止の理由	

イ 富士高原ファミリーロッジ

取組目標	富士高原ファミリーロッジについては、施設形態、利用動向などを総合的に勘案し、廃止の方向で検討する。			
担当所管	市民協働推進課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施			
実施状況	○	◎		
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年第 3 回市議会定例会において廃止条例可決。平成 22 年第 4 回市議会定例会において市有地の処分について可決し、平成 23 年 1 月 7 日売買契約済。			
未着手・中止の理由				

ウ 行財政改革推進本部において中長期の検討・対応を行うものとしている事務事業の見直し(運営主体の検討を除く)

取組目標	市民文化会館の管理運営、アニメフェアイベント、武蔵野商工会館の管理運営、テンミリオンハウス事業、乳がん検診、子宮がん検診、歯科健康診査、社会教育バス借上事業、中近東文化センター支援、体育施設管理運営、愛蔵書センター運営事業について見直しの検討を行っていく。
------	--

担当所管	各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>市民文化会館の管理運営については、自主事業と貸館事業の目的の明確化と事業内容の検討のため、財政援助出資団体経営改革プランを策定した。引き続き芸術文化の振興と会館の管理運営の目標の明確化と事業の検討を行うことが課題であり、今後、財政援助出資団体経営改革プランに基づき見直しを行う。</p> <p>アニメフェアイベントについては、武蔵野市観光推進計画の方向性に基づいて、イベント内容及びより適切な実施方法について検討を進めていく。</p> <p>武蔵野商工会館の管理運営については、地域情報コーナーを廃止し、平成 22 年度より武蔵野市観光推進機構を設置することにより、より有効的な施設の活用を図った。</p> <p>テンミリオンハウス事業については、平成 21 年度にテンミリオンハウスあり方検討委員会より提言を受けて、地域福祉力の向上を図るよう運営評価基準を見直し、平成 22 年度より適用した。また、既存テンミリオンハウス運営団体の5年毎の公募制度を導入し、平成 22 年度1施設、平成 23 年度3施設の公募を行い、平成 23 年度は1施設において運営団体が変更となった。誰もが集える場所として機能を発展させていくとともに、支え合いの場としての機能を充実していくことが課題となる。今後も地域の特性を活かした施設の設置を進める。</p> <p>乳がん検診、子宮がん検診については、医師会と協議の結果、平成 22 年度より2年に一度の検診に見直した。歯科健康診査については、受診機会の平等化に向けて、歯科医師会と引き続き協議を行う。</p> <p>社会教育バス借上事業について、平成 24 年度は1台の借上単価と借上台数を見直し、平成 23 年度予算と比較し 10%減額をした。</p> <p>中近東文化センター支援については 22 年度より、企画展負担金 500 万円を、毎年 100 万円減額し 24 年度は 200 万円とした。</p> <p>体育施設管理運営については、指定管理者の目的・目標を明確にして毎年評価をし、達成に向けて効率的かつ効果的な事業を実施するとともに、指定管理者に対して適切な指導監督を行っている。</p> <p>平成 22 年 6 月末をもって愛蔵書センターは閉室した。</p>			
未着手・中止の理由				

エ 今後新たに選定する対象事務事業の見直し

取組目標	見直し基準に沿って新たな見直し対象事務事業を洗い出し、見直しを継続的に推進していく。
------	--

担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度から平成 23 年度の間に 171 事業について評価を実施し、45 事業について見直し効果の検証を行った。今後は行政が担う役割をより明確にした上で、事業選定を行っていく。また、各部課における自らのマネジメント作用を向上させるための取組みについて検討する。			
未着手・中止の理由				

### ③受益者負担適正化の検討・実施

#### ア 使用料、手数料の見直し

取組目標	<p>使用料、手数料等については、行政サービスのコストを示すとともに、受益に見合った適正負担の観点から、原則として 4 年ごとに全庁的に見直しを行うこととするが、必要に応じた見直しは随時行い、適正化を図るものとする。</p> <p>なお、道路占用料については、当面、一定の検討を踏まえ、22 年度に（減免基準を含む）改定を予定する。</p>			
担当所管	財政課、(道路課)、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	(道路占用料検討)	(道路占用料改定)		検討
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 22 年度に道路占用料、平成 23 年度に体育施設使用料の改定を行った。平成 24 年度には、4 年毎の全庁的な見直しを行い、平成 25 年度予算に反映させる予定である。なお、道路占用料については、都条例の規定を準用するため、平成 21 年度及び 22 年度に市条例を改定しており、今後も都条例の改正にあわせて市条例を改正する。</p> <p>公園緑地の占用料については、使用料・手数料等の見直しに関する方針に基づき「公平性の確保」「受益者負担の原則」「財政上の適正収入の確保」の観点から 4 年に 1 度の改正を行い平成 22 年 4 月 1 日より施行した。</p> <p>平成 23 年度までは従前の継続申請において、2 か年の激減緩和措置を設け、平成 24 年度からは改定後の占用料で統一して徴収を行う。</p> <p>今後は、特殊な利用形態の公園について受益者負担の原則や適正化の観点から、使用料の導入も含め引き続き検討していく。</p> <p>平成 21 年 4 月に税に関する証明書等の発行手数料を 200 円から 300 円に改定した。受益者負担原則に基づき、近隣自治体の状況等も踏まえ</p>			

	<p>ながら、今後も見直しを継続していく。</p> <p>体育施設使用料については、体育館の改修工事に伴い受益に見合った適正負担の観点から一部見直しを実施した。体育施設全体の使用料については4年ごとの全庁的な見直しに合わせて平成24年度に検討する。</p>
未着手・中止の理由	

#### イ 保育料のあり方の検討

取組目標	<p>認可保育所、認証保育所の保育料のあり方について、近隣区市の状況や国の動向に留意し、受益者負担適正化の検討を行う。その際には、民間幼稚園の保育料とのバランス、幼稚園・認証保育所利用保護者への助成制度も合わせて検討する必要がある。平成21年度は内部検討、その後必要に応じ外部委員を含めた委員会を設置し、検討・実施していく。</p>			
担当所管	子ども家庭課、保育課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	検討	→	→・(実施)	(実施)
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成23年度は前年同様、受益者負担の割合などを参考に内部検討を行った。保育料の公平性の確保を図る必要があることから、現在国で検討されている子ども・子育て新システムの動向にも留意しながら審議会を設置し、保育料のあり方の検討を行う。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ウ 下水道使用料の見直し

取組目標	<p>下水道総合計画に基づく下水道財政計画を策定し、中長期の財政見通しとの整合を図ったうえで下水道使用料を見直す。</p>			
担当所管	下水道課			
年次計画	H21	H22	H23	H24
	計画策定	実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成21年6月下水道財政計画策定、平成22年10月1日より下水道従量使用料改定、同23年4月1日より基本料金改定を実施。今後の管渠更新、浸水対策、都水再生センター増改築に伴う負担金の発生等の歳入不足を視野に入れ、下水道使用料の見直しを検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

エ 水道料金の見直し

取組目標	東京都水道局の分水料金が改定されることや、今後も水道施設の維持更新が必要な状況から、水道事業の健全経営を維持するために、水道料金の見直しを実施する。			
担当所管	水道部総務課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	○	○	◎	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	水道事業の健全な経営を維持するため、平成 22 年4月に基本料金、平成 23 年 4 月に従量料金の一部を改定した。有収水量の減少等により、収益の増加が見込めない厳しい状況にあるが、当面料金改定は行わず、経営効率化に努めていく。			
未着手・中止の理由				

オ 減免の基準の検討

取組目標	使用料、手数料の見直しにあわせて、その減免制度について基準を検討する。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
				検討
実施状況	△	△	△	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成24年度に4年毎の全庁的な使用料・手数料の見直しを行う予定。			
未着手・中止の理由	平成24年度に使用料・手数料の見直しにあわせて、検討を行うため。			

④補助金評価の仕組みによる補助金の見直し

取組目標	補助金評価委員会の報告を基に、透明性の高い補助金評価の仕組みを導入し、補助金の見直しを行う。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 22 年度予算編成から補助金評価委員会の報告に基づく評価方法により、平成 22 年度予算で 168,024 千円、23 年度予算で 71,192 千円、24 年度予算で 34,794 千円の見直しを行った。今後、都市基盤の再			

	整備にかかる経費や扶助費の増加等によって市財政が圧迫されることが想定されており、重点施策への資源配分が重要になることから、補助金についても一層の見直しに取り組む。
未着手・中止の理由	

(2) 事務事業の成果向上に向けての創意工夫の検討、実施

取組目標	事務事業の見直しにあたっては、連携、統合、実施方法転換、転用などの創意工夫によりサービスの受益層を増やすなど、より多面的な成果向上につなげるという視点も持ち推進していく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>第五期長期計画において「公共課題への取組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。」と記載。これまでの取組みの主体が限定的だったことから、今後は他自治体との連携等、広域的な取組みも含めて検討していく。</p> <p>例規システムの見直しについては、新システムが平成23年11月から本稼働し、例規類に加えて要綱も市民向けに公開できるようになり、また、各種様式のダウンロードも可能となった。例規研修については、既存の研修との関係も含めて在り方を検討する。自治法務専門委員については、今後、自治法務課としての法的なスキルアップ、近隣自治体とのネットワーク構築などを行うことで、自治法務専門委員の職を廃止する方向で検討する。</p>			
未着手・中止の理由				

(3) 資産等の有効活用等による収入確保

①未利用地などの利活用、売却等の実施

ア 未利用地などの利活用、売却等の実施

取組目標	未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針を策定し、既に取り得済みの土地で市では有効活用が困難なもの等の売却及び本来的な活用までの間の暫定的な利活用等を実施する。			
担当所管	企画調整課、管財課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→

実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年度に策定した未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針を基に土地の売り払いを進め、平成 22 年に富士高原ファミリーロッジ跡地を売却した。</p> <p>基本方針において「売却」に分類された土地のうち、面積が狭小、不整形、隣接者以外が単独で使用する事が困難な土地について、売却希望があった際に売り払いをしていく。</p> <p>地価の低下により評価額が購入額より低下している土地についても活用の検討が必要であり、総合的に条件等を勘案し、まちづくりに必要な土地の購入にあたっては当該土地の売却の検討も行う。</p>			
未着手・中止の理由				

イ 法定外公共物（廃滅水路・赤道）の適正利用及び有効活用

取組目標	<p>地方分権一括法の施行に伴い国から譲与された法定外公共物（廃滅水路・赤道）の調査等を継続的に実施し、行政財産として存置する必要がないと認められるものは普通財産として売り払うなど、市有財産の適正利用及び有効活用を図る。</p>			
担当所管	道路課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>法定外公共物の測量調査等を実施し、平成 21 年度から 23 年度までの3年間で 23 箇所を用途廃止して普通財産にした。今後も優先度の高いものから継続的に調査等を実施する予定。</p>			
未着手・中止の理由				

②公共施設の空き時間貸し出しなどの検討

取組目標	<p>学校施設等の市民開放を継続するとともに、新たな収入確保策及び施設の有効活用による市民サービス向上の観点から、駐車場などについて、施設等の本来の目的、用途などを阻害しない範囲で利用に供することを検討していく。</p>			
担当所管	企画調整課、管財課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 1	H 2 1	H 2 4
	実施	実施	実施	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれ	平成 21 年度に市庁舎内に、障害者の雇用促進を目的とした喫茶コーナ			

までの取組状況、課題及び今後の予定	一の出店場所を提供した。時間貸し駐車場の設置について平成 22 年度より検討を始め、平成 24 年度に実施の予定。現在導入している活用方法に加え、その他の手法について検討していく。
未着手・中止の理由	

### ③ 広告料収入等の確保

取組目標	既に有料バナー広告を導入しているホームページについては、これを継続実施するとともに、顧客確保の観点から長期利用割引など利用料金体系について見直しを行う。その他の事業についても、有料広告導入や民間企業とのタイアップなど、収入の確保や支出の抑制につながる手法の導入について検討を行う。			
担当所管	広報課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>ホームページのバナー広告掲載を継続実施。平成 23 年 8 月のホームページリニューアルにおいて、トップページ以外にもバナー広告を掲載できる仕様とした。長期利用割引制度の導入等については、引き続き検討を行う。</p> <p>平成 23 年 2 月より広告入窓口封筒を導入し、印刷製本費の削減を図った。今後も広告料収入等の確保について引き続き研究を行う。</p> <p>ごみ便利帳の改定にあたり、広告を募った。社会状況等により広告主の確保が難しいため、今後、広告募集の基準の再検討を行う。</p> <p>図書館カード・図書館カレンダー・図書館ホームページ等についても広告掲載を今後検討する。</p>			
未着手・中止の理由				

### 3 適切な事業実施主体の選択

地方公共団体は最少の経費で最大の効果をあげなければならない。低コスト、高品質は、官民を問わず追求すべき経営テーマでもある。これまでも、市ではサービスの水準や質を維持し向上させる方向で民間委託等を進めてきたが、今後もあらゆる分野で社会経済状況の変化にも合わせながら、協働による新たな公共を生み出すという視点も持ち、市政の課題解決に機能的につながる事務事業運営方式の選択を行っていく。

#### (1) 事務事業運営方式の見直し

##### ①事務事業実施主体に関する基準の策定と運用

取組目標	事務事業について、市が直営で実施すべきもの、市が実施責任を負うものの直接の執行にあたっては市民協働等によるべきもの、民間等に委託をするもの、補助金などにより外部団体の取組を促進すべきものなどについての統一的な基準を策定し、基準に沿って各個別事業の全体または一部を担う実施主体の選択を適切に行い、事業の効率的な運営を図っていく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定	実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成21年に策定した「事務事業・補助金の見直し基準」において「適切な実施主体の選択の基準」にもとづき、市民課の郵送業務等について民間事業者への委託を開始した。			
未着手・中止の理由				

##### ②事務事業運営方式の見直し

- i 既に行財政改革推進本部において検討、対応をすすめている事務事業運営方式見直し

##### ア ルーマニア交流事業（日本武蔵野センター）

取組目標	2014年（平成26年）のセンター設置の覚書有効期限を念頭に、段階的にセンターの「現地化」を目指す。			
担当所管	交流事業課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	協議	実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成21年10月に施設をブラショフ市施設内での無償設置に移行し賃借料及びユーティリティ経費の支出を削減した。平成22年12月に新たな協定書を締結し、日本武蔵野センターの所長を現地のルーマニア人と			

	し、日本からの所長派遣を廃止するなど着実に協定書に基づいた改革を 推し進めている。 今後もセンターの「現地化」を進めるために、現地人指導者の育成に ついて検討する。
未着手・中止の理由	

#### イ 児童館の管理運営

取組目標	桜堤児童館については、西部地域の子育て支援施設の再編について の検討状況を視野に入れながら、管理運営形態の見直しについて も検討していく。			
担当所管	子ども家庭課、児童青少年課、保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	実施
実施状況	△	○	○	
目標に対するこれ までの取組状況、課 題及び今後の予定	平成 24 年度における、プレこども園を含めた児童館事業の指定管理 者への委託については、子ども協会の公益財団移行に伴う体制整備・ス ケジュール等を提案した結果、見送ることとした。一方、第3次子どもプ ランにおいて、桜堤児童館の役割を地域子ども館あそべえ等に移すこと により全市的に展開していく方向が示されており、それを受け小学生の放 課後施策推進協議会において、まず地域子ども館あそべえ等のあり方を 検討し、あわせて桜堤児童館のあり方についても検討を行っている。平 成 24 年 6 月に議論の取りまとめを行う。その後も引き続き当協議会にて 検討を継続する。			
未着手・中止の理由				

#### ウ 公立保育園運営

取組目標	平成 21 年度は、認可保育所に関する国制度の動向に留意しながら、 公立保育園の役割を明確化し、様々な運営形態を検討する庁内委員 会を設置する。その後の計画については、庁内委員会の結果を見て 検討する。			
担当所管	保育課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討・実施	実施	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれ までの取組状況、課 題及び今後の予定	平成 23 年度 4 月より公立保育園であった2園(千川保育園・北町保 育園)の設置運営を公益財団法人武蔵野市子ども協会に移管した。今後は 移管した 2 園及び平成 25 年度に移管予定の3園を含めた「新武蔵野方			

	式による公立保育園の設置・運営主体変更についての検証委員会」により、より円滑な移行が行えるよう検討を行う。また、移管後に残る公立保育園の役割、あり方についても検討を行う。
未着手・中止の理由	

#### エ 市民会館の運営

取組目標	市民会館の機能について、平成 23 年オープンの武蔵野プレイスとの機能分担も考慮しつつ検討し、必要な機能転換を図っていく。			
担当所管	生涯学習スポーツ課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討	実施	→
実施状況	○	○	◎	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	武蔵野プレイスの開設に伴い、市民会館にあった図書室部分は平成 24 年 2 月 18 日よりロビー及びミーティングスペースとして運用を開始した。			
未着手・中止の理由				

#### オ 図書館の管理（武蔵野プレイス）

取組目標	武蔵野プレイスに設ける図書館機能についても、施設の一体化した管理・運営を実現するため、指定管理者制度を採用する。（平成 23 年 7 月開館予定）			
担当所管	生涯学習スポーツ課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討	実施	→
実施状況	○	○	◎	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	武蔵野プレイスに設ける図書館機能についても、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団が指定管理者となり、平成 23 年度から同事業団と協定を締結し、平成 23 年 7 月 9 日に開館した。			
未着手・中止の理由				

#### カ 学校給食の運営

取組目標	学校給食の運営については、その安定的な運営と食育の推進を目的とした新たな財団法人を設立し、同法人に業務を委託する。 なお、将来的には、市が行っている他の給食業務の財団への委託の可能性についても検討していく。
担当所管	企画調整課、教育支援課

年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	財団設立		実施	→
実施状況	◎	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 22 年 3 月に一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団を設立し、同年 4 月に桜堤調理場の調理業務を財団に委託した。平成 23 年度から献立業務等を除く給食調理業務を財団に全面委託した。財団化のメリットをより活かすため、学校給食の質の更なる向上と給食を通じた食育活動の充実を図るとともに、コストの削減についても検討していく。			
未着手・中止の理由				

ii 既に調整計画で検討課題としている事務事業運営方式の見直し  
健康づくり支援センターの移管と機能の整理・充実

取組目標	平成 21 年 10 月に健康づくり支援センターを（財）武蔵野健康開発事業団へ移管する。 移管後は、更に健康づくり支援センター機能の整理・充実を図り、（財）武蔵野健康開発事業団の検診主体の体制に情報提供・啓発・支援部分を補完し、健康づくりの拠点として拡充する。			
担当所管	健康課、（（財）武蔵野健康開発事業団）			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	移管（実施）	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年 10 月に健康づくり支援センターを（財）武蔵野健康開発事業団（平成 23 年 4 月より（公財）武蔵野健康づくり事業団）へ移管した。 事業団移管後は、新たに導入した「健康づくり情報発信協力パートナー」制度等を活用した民間との協働、検診部門との連携による健康づくり事業に取り組んでいる。今後も健康づくりの拠点としての事業を充実し、市民の健康増進活動を支援していく。			
未着手・中止の理由				

iii 今後新たに検討する事務事業運営方式等の見直し

取組目標	事務事業運営主体に関する基準などに照らし、今後新たな対象についても適切な実施主体の検討、選択を行っていく。 なお、既に他市等で先行例のある学童クラブ事業に関しては、専門性、効率性等の観点から民間委託の方向性を検討する。 また、現在、市の直営の技能労務系の職員が担っている業務（ご
------	---

	みのふれあい収集、クリーンセンターの管理運営、保育園の調理、道路、公園の維持管理、学校施設管理など)についても、今後の技能労務職のあり方の検討や市民協働を推進する観点も踏まえて、業務の委託、移管等について検討を行っていく。			
担当所管	企画調整課、人事課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討(実施)	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>学童クラブについては今後、小学生の放課後施策推進協議会で民間委託のあり方について検討していく。</p> <p>技能労務職によって直営で実施していたごみのふれあい訪問特別収集、狭隘路線特別収集、クリーンセンターの管理運営、保育園の調理、道路、公園の維持管理、学校施設管理等について業務内容見直し及び外部化を進めた。これらの見直しにより、第5次職員定数適正化計画において、技能労務職については、平成22年度は10人、平成23年度は当初計画にない教育企画課の2人を追加し40人の定数減を行い、平成24年度は当初計画にない議会事務局の1人を追加し3課15人の定数減を行う予定である。</p> <p>引き続き事業コストを踏まえた総合的な観点を持ちつつ、今後の市の行政活動における市職員の役割分担と業務遂行体制のあり方等についても明確にしながら平成24年度に第6次職員定数適正化計画(仮称)を策定し、更なる職員定数の適正化をはかる予定である。</p>			
未着手・中止の理由				

(2) サービス基盤施設整備の民設民営方式などによる推進

① サービス基盤施設の民設民営方式、民間参入方式による整備の推進

取組目標	福祉などのサービス基盤施設については、「公が設置すべきものか」を充分検討し、民間に委ねる方が成果、効率等の面から課題解決に有効と判断される場合は、民設民営方式による整備や施設用地等に必要な援助を行うことなどによる民間参入を促す。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	検討、実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	「第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」にあるサービス基盤施設に関する方針にもとづき、民間委託等の検討を行っている。民間委託によるサービスの質や安全性の低下を引き起こさないことが不可欠であり、運営に対する監査等の仕組みも同時に検討する。			

	<p>保育園については、限られた財源を効率的、効果的に活用するため、公立保育園の設置・運営主体を段階的に変更し、生み出された財源をもとに「待機児童対策」を行う。また、認可保育所の保育の質の維持・向上の取り組みも行う。</p>
未着手・中止の理由	

## ②指定管理者制度の導入の推進

取組目標	<p>公の施設と判断する施設について、指定管理者制度導入に係る基本方針による判断基準に基づき、指定管理者による管理運営の方がサービス向上やコストの削減などが期待できると判断した場合には、原則公募による指定管理者の導入を推進していく。</p> <p>モニタリングについても引き続き試行を実施し、サービスの要求水準や評価手法について研究を行っていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 22 年度開設のかたらいの道市民スペースについては、指定管理者制度を導入した。公益財団法人武蔵野文化事業団に指定管理委託している 8 施設についてモニタリングを継続している。</p> <p>平成 23 年 7 月に開園した境南ふれあい広場公園について、武蔵野プレイスとの一体的な利用、地域の賑わいの創出から同館を管理する公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団に指定管理委任した。今後はサービスの向上やコスト削減の視点から、継続的モニタリングとともに評価手法や新規導入等、さらに研究していく。</p> <p>図書館の運営については、指定管理者制度の導入効果や課題等、武蔵野プレイスや他自治体導入館の運営状況を検証し、適切な図書館サービスを提供しうる人材の育成、専門知識の蓄積といった視点を重視しながら、望ましい管理・運営形態のあり方について検討する。</p> <p>モニタリングについては、モニタリング評価委員会の指摘を踏まえ、より実態に即した評価ができるよう評価方法を改善した。次回の指定替えに向けて、指定管理者制度や利用料金、財政援助出資団体のあり方について検討が必要である。</p>			
未着手・中止の理由				

## ③市場化テストの検討

取組目標	官と民の公正な競争入札により公共サービスの提供を担う者を定める市場化テスト制度の導入について、検討を行う。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 22 年 2 月に子ども協会を一般財団化(平成 23 年 4 月公益財団化)し保育園の運営を、平成 22 年 3 月に給食・食育振興財団を設立し小中学校給食の調理を開始した。</p> <p>市場化テスト制度の導入については、質の維持等の観点から他自治体での中長期的な成果を検証しながら、引き続き検討していく。</p>			
未着手・中止の理由				

### (3) 地域との協働の推進

#### ①市民協働の推進

取組目標	<p>NPO・市民活動団体と市が互いの特性を活かしながらパートナーシップを発揮し、子育て、介護や緑化などの地域の課題等に取り組めるようNPO・市民活動団体に対する支援を行い、協働の取組みを推進する。</p> <p>市民協働の取組みを推進するため、NPO活動促進基本計画に基づく職員研修やNPO・市民活動団体に対しパートナーシップに関する講演会等を開催する。</p>			
担当所管	市民協働推進課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>NPO活動促進基本計画に基づき、市民協働ハンドブック職員研修(平成 21～23 年度)、市民協働サロン活性化・パートナーシップ推進事業(平成 21、22 年度)、協働推進事業(平成 23 年度)を実施した。平成 24 年度は、平成 24 年 3 月に策定した市民活動促進基本計画に基づき、市民協働推進事業を実施する。</p> <p>緑化事業についても、協働についての考え方や方向性等の共有を図り、引き続き、市民、団体等と協働による、緑化推進に関する事業展開及び活動支援を推進していく。</p> <p>自主防災組織及び避難所運営組織の設立・運営を支援し、自主防災組織28団体、避難所運営組織4団体が設立(平成 24 年 4 月現在)。構成メンバーの高齢化が課題である。今後、全避難所への避難所運営組織の設立を推進していく。</p>			

	<p>クリーンむさしのを推進する会とは各種イベントを通じ協働の取り組みを行っているが、特に若年層への浸透が十分に進まないため、より効果的な協働の方法を検討していく。</p> <p>今後 NPO や地域団体など多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を後押ししていくことを目的に、23 年度に子育て支援に取り組んでいる NPO・市民活動団体スタッフ等のスキルアップ及び子育て分野の市民ボランティア発掘を目的とした講座を初めて実施した。講座自体も一部市民活動団体に委託し、団体の特性を活かした講座内容となった。24 年度は、子育て支援団体リーダー等を対象とした講習会を実施するとともに、NPO・市民活動団体のネットワーク構築を目指す。</p> <p>市民団体による図書館事業への参画がすでに行われており、引き続き、市民協働の推進を検討していく。</p>
未着手・中止の理由	

## ②活動支援の場の提供

取組目標	NPO・市民活動団体が交流し連携を図る拠点として設置した市民協働サロンの充実を図る。また、平成 23 年開設予定の武蔵野プレイス内に設置される市民活動フロアとの連携を検討するなど今後も支援の充実を図っていく。			
担当所管	市民協働推進課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>市民協働サロンに簡易印刷機や打合せスペース等を設置し、市民活動団体を支援する場(23 年 7 月まで)とした。合わせて協働推進事業を実施し、市民活動団体の交流や連携の促進を図った。</p> <p>平成 23 年 7 月、武蔵野プレイス開設により、市民協働サロンの市民活動支援機能は、設備・環境がより充実している武蔵野プレイスに移管した。今後、市民協働サロンは市民活動団体等と行政との協働について支援を行う場所とし、武蔵野プレイスは市民活動支援の拠点として、役割分担をさらに明確化する。</p>			
未着手・中止の理由				

## ③コミュニティビジネス創設支援の検討

取組目標	高齢者福祉や子育て支援などの分野において、地域住民によるサービス提供等をビジネスの手法を用いて行う取組について、創業資
------	---

	金や施設面などでの援助の可能性を検討していく。			
担当所管	企画調整課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	地域社会・地域活動の活性化におけるコミュニティビジネスの取組に注目してきたが、その自立性と継続性の観点から、どのような市の関わり方が適切であるかについて引続き検討していく。			
未着手・中止の理由				

#### ④企業のCSR活動、大学等との連携の推進

取組目標	地域の課題解決に資する企業の社会的責任（CSR）活動や大学等の地域参加活動と各分野で積極的に連携していく。			
担当所管	各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>各種災害協定の締結及び吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を開催した。今後、各種災害協定を拡充していく。帰宅困難者対策として駅周辺事業者との協定を締結する。</p> <p>コミュニティスタジオ「ハートランド富士見」にて、亜細亜大学生によるコミュニティカフェを実施している。市は、コミュニティスタジオ事業への補助を通じて支援を行っている。</p> <p>これまでの連携対象が限定的なことから、今後は新たな連携ができるよう関係機関と情報交換を行っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ⑤アドプト制度等の推進

取組目標	道路や公園などの公共空間の美化などを地域住民や企業が担うアドプト制度等について、既にいくつかの試行的取組を行っているが、これまで明らかになった成果、課題等も整理した上で、さらに導入可能な分野なども検討し、推進していく。			
担当所管	各課（道路課、緑化環境センター）			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→

実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>助成対象団体の維持管理活動の終了に伴い、道路パートナーシップ団体補助金交付要綱は当初予定どおり平成 22 年度末で廃止となった。道路維持管理業務の効率化のための検討は今後も実施する予定。</p> <p>平成 23 年度末現在、23 の公園緑地において市と協定を締結している 21 の緑ボランティア団体が清掃や花壇の手入れなどの一部維持管理を行っている。各団体のメンバーの高齢化・固定化が顕在化しており、団体間や世代間の緩やかな繋がりを築き持続可能な活動に向け環境整備が求められている。引き続き、役割分担や位置付け、支援の在り方の公平性を再検討したうえで、より一層の活動促進に向け制度の見直しや充実等を図っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ⑥提案型事業の推進

取組目標	「環境まちづくり協働事業」など各種市民団体、NPOなどから、市と市民が適切な役割分担の下に協働して行う公益事業の提案を募り、実施方法などについて研究し、可能なものから実施していく。			
担当所管	市民協働推進課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>環境まちづくり協働事業については、平成 19 年度に制度立ち上げを行い、平成 22 年度まで各年度、最大4つの市民団体から提案があった事業について協定締結を行い、事業を実施した。平成 23 年度は 1 団体から提案を受け、協働して事業実施を行っている。</p> <p>なお、協働の相手方となる市内団体の数が限られているため、新たな事業提案が望めなくなっている現状があり、実施方法等効果的に施策を推進していくため本制度の今後のあり方を見直す必要が生じている。今後は、「市民活動促進基本計画」に基づき、様々な団体からの発意による協働事業を推進する受け皿を構築するために、そのニーズや目的等を整理した上で、団体の育成と新たな協働につながるような、分野横断的な制度の検討と運用を図っていく。</p>			
未着手・中止の理由				

## 4 新規事業への的確な対応

今後の行財政運営にあたっては、これまでのベースに新たな施策を付け加えていくという政策判断は難しくなってくる。新規事業については、後年度負担などにも充分配慮し、中長期的な課題解決にもつながるかどうか等を成果目標も踏まえて慎重に判断した上で実施判断を行っていく。

### (1) 新規事業の実施判断

#### ①事前評価の実施

取組目標	新規事業について、目的（市の関与の必要性の度合い）、手法、成果目標、後年度負担などについて相互の関連も含めた適切性などを事前に評価し、実施判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	予算概算要求において新規事業の目的、事業手法、後年度負担について評価し、事業採択の判断を行った。今後も適切な事業採択を進めていく。			
未着手・中止の理由				

#### ②財政見通しとの整合をとった実施時期判断

取組目標	新規事業等について、中長期の財政見通しとの整合をとり、必要に応じて実施時期の調整や延期、凍結等の判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	予算概算要求において、事業コストと財政状況の見通しとの整合性を図り、事業実施時期の判断を行っており、今後も同様に実施していく。			
未着手・中止の理由				

#### ③スクラップ・アンド・ビルドの徹底

取組目標	都市インフラや公共施設のリニューアルなどに優先して財源を配
------	-------------------------------

	分するため、他の分野の新規計画事業でスクラップを伴わないものについては、財源との兼ね合い等により実施を見合わせることも含めた判断を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>予算概算要求において、新規事業や事業のレベルアップを立案する場合は既存事業の廃止縮小に努めるという方針を掲げることにより、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図っている。今後、都市基盤の再整備に多額の投資が必要であり、その財源確保のためにより一層のコスト削減が求められることから、新規事業に伴うものだけでなく、自主的なスクラップを促す方法についても検討する。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ④サンセット方式の適用

取組目標	新規事業の開始にあたり、事業の終期を定め、終期における事業評価を実施することで、事業の継続か否かを検討するサンセット方式の適用を行っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>予算概算要求において、サンセット方式の適用が可能か検討した上で査定を実施している。</p>			
未着手・中止の理由				

## 5 効率的で効果的な市役所組織への改革

今後の本市行政のあり方を踏まえ、市役所の組織をスリムで効率的なものにしていくとともに、組織運営の向上を図るためのマネジメントの強化や業務改善等を通じ職員の仕事の生産性を上げていく。

### (1) 人材マネジメントの強化

#### ①人材育成の推進

取組目標	現状の組織・職員の課題を踏まえて今後の望ましい人材育成のあり方を基本方針として策定し、研修制度だけでなく採用から配置管理などの人事制度を含めた総合的な人材育成の体系を確立する。基本方針を踏まえ、職種ごとの職のあり方や育成方策の検討を行うとともに、経営層職員の育成、職員の自律的な能力開発・自己啓発支援の充実など必要な人事施策を実施する。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	策定	実施	→	→
実施状況	△	△	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>職務行動のよりどころとなる価値観をまとめた職員行動指針を制定した(平成 22 年 11 月)。さらに今後 10 年間の職員の人材育成の方針とそれに基づいた行動計画を定めるため、人材育成基本方針を策定した(平成 24 年 2 月)。</p> <p>職員行動指針については、研修等の機会を通じて、職員への定着を図っている。また、平成 24 年度以降は、人材育成基本方針に掲げた基本理念に基づき、研修を含む人事施策を計画的に実施していく。</p>			
未着手・中止の理由				

#### ②総合的人事考課制度の確立と運用力の向上

取組目標	業務の継続的な改善及び人材育成を目的とした人材マネジメントの体系として総合的人事考課制度を確立する。平成 22 年度には、勤務実績に応じた処遇を行うため査定昇給を実施する。人事考課制度運用の向上を図るための研修や自己評価シートの作成を行い体系的な勤務評定制度の整備を行う。また、部長職、課長職及び技能労務職の勤務評定の制度を整備・改善する。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	査定昇給の実施	→	→

実施状況	△	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 22 年度及び 23 年度に査定昇給を実施した。平成 22 年 6 月期より管理職を対象に勤勉手当への成績率導入を行った。また、職員の自己評価シートの制定、人事評価面接マニュアルの作成を行った。人事評価については、人材育成基本方針を踏まえた評価項目の改正を行うとともに、査定昇給について、職員のモチベーション向上につながるよう、さらに制度改善していく。			
未着手・中止の理由				

### ③人事制度の柔軟な活用

取組目標	人事制度の柔軟な活用を図るため、業務の必要に応じた柔軟・機動的な人事配置、窓口職場等におけるシフト制の拡充や任期付職員の拡充などの検討を行い、必要に応じて実施していく。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	実施	→	→
実施状況	△	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	第 5 次職員定数適正化計画で定数の削減を適正に行う一方で、平成 21 年度には、一時的に業務集中する職場に職員を機動的に配置する機動的職員配置を制度化した。平成 22 年度及び平成 23 年度ともに 20 名の機動的配置を行った。平成 24 年 4 月人事異動から、育児休業を取得する職員の所属職場に対し、機動的職員配置により正規職員を代替として配置する制度化を行った。今後は、育児や介護などに関わる職員が、仕事のできる時間に合わせて多様な形態で働くことができるようなしくみづくりについて検討していく。また、人材育成基本方針を踏まえ、ゼネラリスト、エキスパートを選択できる複線型人事制度の導入を検討する。			
未着手・中止の理由				

## (2) 業務改善、IT化の推進

### ①仕事の生産性向上

取組目標	<p>職員が自らの仕事の生産性を上げるとともに、職場のチームワーク機能や職員間のコミュニケーションの活性化など、組織のマネジメント力向上を図り、超過勤務の縮減に取り組む。</p> <p>仕事を効率的に行うという目的意識を持って超過勤務を行う「リミット 21」運動、効率的で効果的な仕事の進め方の工夫を行う「チャレンジ 1」運動を実施する。業務改善提案制度なども含めた業務</p>
------	---

	改善意欲の向上を図るため、仕事の生産性向上につながるようなスキルと動機付け向上のための研修などを実施する。			
担当所管	総務課、人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 21 年度から段階的に目標値を上げて、超過勤務縮減に取り組んだ。平成 21 年度は平成 20 年度比 10%減を達成した課が、全 54 課中 24 課であった。平成 22 年度は平成 20 年度比 20%減を達成した課が 54 課中 27 課であった。平成 23 年度は、平成 20 年度比 30%減を達成した課が(平成 23 年4月～平成 24 年3月)52 課中 18 課であった。</p> <p>上記の目標を達成するために、「チャレンジ1運動」「リミット 21 運動」「ワークライフバランスの推進」を掲げ、この3年間に「リミット 21(セタライトダウン・超勤0ウィーク)」、「チャレンジ1(タイムマネジメントモデル事業・生産性向上研修・資料A4・1枚コンテスト)」「ワークライフバランス促進(ワークライフバランスニュースの発行)」「各課オリジナルノー残業デー(カエルデー)」「超勤縮減プロジェクトに関する各課ヒアリング」等を実施した。</p> <p>これら3年間の取組みの振り返りと全庁へのフィードバックを行うとともに、人材育成基本方針に掲げる「組織風土づくり」「ワークライフバランス」の解決すべき課題に対して、業務改善提案制度等の活用やその他仕事の生産性向上につながる取り組みを進めていく。</p>			
未着手・中止の理由				

②電子化の推進による市民サービス利便性の向上、内部事務の最適化

取組目標	<p>情報化の動向や費用対効果、情報セキュリティなどを踏まえながら、市ホームページ、図書館システム、電子入札・電子申請など、行政サービスの利便性向上に役立つシステムの拡充・導入を進める。また、現行業務の見直しを行いながら、行政事務の効率的な執行を支援する総合事務支援システムの再構築や福祉総合システム再構築の検討などを行い、情報システムの最適化を図る。</p>			
担当所管	情報管理課、総務課、広報課、各課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>市ホームページについては、平成 23 年 8 月にリニューアルを行い、よりユーザビリティ・アクセシビリティに配慮したシステムの導入およびデザイン・分類変更などを実施した。今後もユーザーである市民の利便性向</p>			

	<p>上のために必要な機能の拡充などを行う。</p> <p>図書館システムは、平成 23 年 1 月にシステム更改を行った。</p> <p>電子入札・電子申請については、東京都と市区町村の共同運営による電子調達サービス及び電子入札サービスを利用している。電子入札は平成 21 年度 78 件、平成 22 年度 284 件、平成 23 年度 406 件(不調含む)の入札を行った。なお、平成 24 年度から電子入札の範囲を拡大し、工事及び物品・委託ともに、管財課が行う入札は、原則として電子入札で行う。電子申請は健診やイベント・講座の申込を中心に平成 21 年度 30 手続、1,266 件、平成 22 年度は携帯電話にも対応し 20 手続、754 件、平成 23 年度は 22 手続、1,580 件件の申請があった。</p> <p>また、平成 23 年 4 月に武蔵野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を施行し、法人市民税の申告等については平成 23 年 9 月から、個人市民税に係る給与支払報告書等の提出については同年 12 月から、地方税電子化協議会が運営するエルタックスを利用した電子申告・申請が可能となった。</p> <p>総合事務支援システムについては、文書管理、グループウェア、人事給与及び庶務事務における従来の事務を見直すことにより効率化と経費削減を実現しながら、平成 22 年度に再構築を完了した。</p> <p>データ連携による行政事務の効率的な執行を行うため、平成 23 年度には住民情報系システム再構築に関する基本計画を策定し、住民記録・税・国民健康保険のシステムを福祉総合システムの一部機能も含めて再構築するための調達仕様書を作成した。平成 24 年度に事業者選定を行い、平成 26 年 1 月の稼働を目指して構築を行う予定。</p> <p>例規システムを平成 23 年 11 月に更改し、インターネットでの要綱集閲覧や各種様式ダウンロードを開始し市民サービスの向上を図るとともに、例規等の制定及び改廃の際の事務作業の効率化と職員の法務能力の向上を図った。</p> <p>以上の取り組みによってICTによる業務の効率化を進めてきたが、一方では情報システムにかかる経費の増大や個人情報保護との難しい両立などの課題がある。今後も、導入時点からの経費精査や事務の標準化による情報システムの最適化と情報セキュリティの確保を図りながら、行政サービスにおける効率化と利便性向上を推進していく。</p>
未着手・中止の理由	

(3) 給与制度の改善・給与水準の適正化

取組目標	<p>職務、職責に応じた給与制度の徹底を図るとともに、市民の理解が得られるような国、東京都、他団体や民間との均衡の図られた給与水準を目指し適正化に取り組む。</p>
------	--

担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度に勤続 25 年表彰による特別昇給の廃止、行政職給料表(1)1、2級の統合を実施した。平成 23 年度には管理職手当について、職責に応じ4区分化、定額化を実施した。また、平成 21 年度より東京都人事委員会勧告に加えた給与削減を段階的に行い、給与構造改革の目標である△4.8%を達成した。平成 23 年度には行政職給料表(2)を都表準拠としたが、平成 24 年度は行政職給料表(1)について、表のあり方の検討に合わせ、手当等も含めた検討を行う。			
未着手・中止の理由				

#### (4) 組織人員体制の効率化とスリム化

##### ①行政課題に対応するための組織・機構の適宜見直し

取組目標	社会経済状況の変化等に伴う行政課題の変化への対応を行うとともに、より効率的に成果を達成するという視点から、組織、機構を適宜見直していく。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	これまで、子育て家庭支援機能の強化を目的とした子ども家庭支援センター設置、事業の外部化や事業実施主体の見直しにともなう組織の廃止等(給食課、武蔵野プレイス開設準備室)、行政課題ごとに組織・機構の見直しを行ってきた。 平成 24 年度より開始する第五期基本計画に掲げられた施策を着実に推進していくため、また、より効果的、効率的に成果を達成するために、総合的視点から必要な組織及び執行体制の見直しを実施する。			
未着手・中止の理由				

##### ②第5次職員定数適正化計画（平成 22～24 年度）の策定と実施

取組目標	平成 22 年度から 24 年度までの3カ年の第5次職員定数適正化計画を策定する。本アクションプラン1から5までの取り組みにより職員定数を見直すものも含め、市事業の外部化や一部業務の切り出し、非常勤職員及び臨時職員の活用等、事業コストを踏まえた総合
------	--

	的な観点から職員定数の適正化をはかる。			
担当所管	人事課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・策定	実施	→	→
実施状況	◎	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>平成 22 年度から 24 年度までの3カ年で 168 人の職員定数削減及び 65 人の職員数の純減を目標とする第5次職員定数適正化計画を平成 21 年度に策定した。定数削減については、平成 22 年度は 26 減8増、平成 23 年度は 122 減 17 増を実施した。平成 24 年度は4月1日現在で 32 減 24 増を実施する予定であり、3カ年で当初計画 168 減を上回る 180 減を達成する見込みである。職員数の純減については、平成 24 年4月1日現在で 64 減であり、計画期間中では目標値を上回る純減となる見込みである。総職員数は平成 23 年度に 40 年ぶりに 1,000 人を切り、平成 24 年4月1日現在で 970 人である。</p> <p>以上のとおり計画は達成見込みであるが、引き続き事業コストを踏まえた総合的な観点を持ちつつ、今後の市の行政活動における市職員の役割分担と業務遂行体制のあり方等についても明確にしながら平成 24 年度に第6次職員定数適正化計画(仮称)を策定し、更なる職員定数の適正化を図る。</p>			
未着手・中止の理由				

## 6 財政援助出資団体の経営責任の明確化

市は、財政援助出資団体が設立趣旨に則り、健全な経営のもと事業を遂行するよう指導監督を行っているが、指定管理者制度の導入や、公益法人改革、地方公共団体財政健全化法により団体の負債の一定部分が市の将来負担比率に反映されることとなるなどの変化が起きている。さらに、設立後の年数に応じて固有職員の高齢化に伴う人件費増などの状況も予想されている。こうした環境変化に対応した適切な指導監督を行っていく。

### (1) 基本方針に基づく指導監督

取組目標	<p>財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針に基づく指導監督を行い、経営責任の明確化、自立的経営の促進、人材育成と経営基盤強化、経営の透明性の向上を図る。</p> <p>特に、公益法人改革に伴う各団体の対応等については早急に検討し、今後の事業展開、将来展望について、方向性を定めていく。</p>			
担当所管	企画調整課、各部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>武蔵野文化事業団については、基本方針に基づき質の高い芸術文化事業を実施し、施設の利用に関しては高い利用率を維持するよう、指導監督を行ってきた。平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。今後も継続的改善が課題であり、引き続き経営目標及び経営改革プランを達成するよう指導監督を行う。</p> <p>(公財)武蔵野市国際交流協会は、公益財団法人移行を控えた平成 22 年 3 月に「将来へ向けての基本方針」を定め、その中で市からの補助金の受領を含めた運営の方向性を定め効率化に努めている。また、任意団体時から固定化していた給料表を改め、平成 24 年度中に主な武蔵野市財援団体の給与体系と同様の形とする予定である。</p> <p>社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会では、平成25年度からを計画期間とする第3次地域福祉活動計画の策定に着手した。この計画と第五期長期計画、健康福祉総合計画との整合性を図るよう指導・監督を行う。</p> <p>財団法人武蔵野市福祉公社については、武蔵野市第五期長期計画及び健康福祉総合計画と整合性を持つよう、中長期事業計画を改定した。平成25年4月の公益財団法人への移行を目指し、24年度は準備を進める。また、社会情勢に対応した有償在宅サービスのあり方を検討する。</p> <p>平成23年4月に、シルバー人材センターは公益社団法人へ、武蔵野健康づくり事業団は市民の生涯にわたる健康増進活動の支援事業を推</p>			

	<p>進するため公益財団法人へそれぞれ移行した。</p> <p>公益財団法人武蔵野市子ども協会は、市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、平成 23 年4月に公益法人化した。</p> <p>武蔵野市開発公社については、平成 23 年度より技術系課長を派遣し、職員の育成を図るとともに、これまでの公社の主軸となっていた不動産管理事業から、地区まちづくりの支援や住み替え支援事業などのまちづくり事業へのシフトを図っているが、今後も当団体の経営が市が期待する内容に沿ったものとなるよう継続して協議を行い、指導監督を行っていく必要がある。</p> <p>公益法人改革に伴う対応については、公益財団法人への移行を目指し、これまで類似団体の移行状況の動向を探りながら、移行期限に間に合う段階まで検討を行ってきたが、現在の国や東京都における移行状況を踏まえ、公益財団法人への移行を断念し、移行期限内(平成 25 年 11 月末まで)の一般財団法人への移行に向けて、市と連携を図りながら手続きを進めていく。</p> <p>以上、引き続き、財政援助出資団体における経営改革を推進していくとともに、第五基長期計画にあるとおり、社会状況の変化も踏まえ、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査し、整理・統廃合を含めたあり方の検討を行う。</p>
未着手・中止の理由	

(2) 団体の組織統廃合・再編の検討

取組目標	<p>管理コストの縮減、経営基盤の強化、指定管理者制度への柔軟な対応、ノウハウ集積によるサービスの高度化などを視点とするとともに、公益法人改革への対応も視野に組織の統廃合、再編等の検討を行っていく。</p> <p>なお、(財)武蔵野スポーツ振興事業団については、早期に公益法人改革に伴う新法人へ移行するとともに、武蔵野プレイスの指定管理者となることを前提に事業団改組の検討を進める。</p>			
担当所管	企画調整課、各部			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>財団法人武蔵野スポーツ振興事業団は、平成 22 年 4 月 1 日に財団法人武蔵野生涯学習振興事業団へ組織再編し、市立体育施設及び武蔵野プレイスの指定管理者となり、平成 23 年 4 月 1 日には公益財団法人へ移行した。</p>			

	<p>社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会、財団法人武蔵野市福祉公社、社会福祉法人武蔵野のいわゆる福祉三団体については、各団体の自主性・自立性を尊重しつつも、将来的に福祉分野において行政や財政援助出資団体が担うべき役割について検討を行っていく。</p> <p>以上、引き続き、財政援助出資団体における経営改革を推進していくとともに、第五期長期計画にあるとおり、社会状況の変化も踏まえ、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査し、整理・統廃合を含めたあり方の検討を行う。</p>
未着手・中止の理由	

## 7 財政規律の維持

長期的視点に立った健全な財政運営を維持するために、市債残高を適正に管理するとともに、歳入における市債収入と歳出における公債比率に着目したプライマリーバランスの取れた財政運営を行っていく。

### (1) 財政運営のガイドライン設定の検討

取組目標	中長期財政見通しの作成に合わせて財政運営のガイドラインの設定の検討を行う。			
担当所管	財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	策定	改定	→
実施状況	○	△	△	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	第五期長計画の財政計画により、今後の市財政が厳しいと見込まれることから、財政運営のガイドラインについて他市の状況をみながら検討する。			
未着手・中止の理由	財政運営のガイドラインについては、他市を参考にしながら、どの程度の設定が有効か検討をしているところである。			

## 8 行政経営強化などへの取組

行財政改革に向けての各取組をPDCAサイクルの中で着実に実現していくための仕組みを整備し、マネジメント機能の強化を図るとともに、経営情報の市民へのわかりやすい説明などに努めていく。

### (1) 行政評価制度の再構築と活用

#### ①行政評価制度の再構築

取組目標	適切な行政運営を行うために事務事業評価制度を抜本的に見直すとともに、政策・施策レベルの行政評価制度、アウトカム手法の行政評価制度のあり方を検討する。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・試行	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度に、個別事務事業評価を①行財政改革推進本部が事務事業の見直しを審議・推進するためのマネジメントツール、②各部課が自ら事務事業の改革・改善を検討・推進するためのマネジメントツールと位置付けて、予算編成過程へ組み込む形での評価実施時期の変更、事務事業・補助金見直しの基準策定評価シート様式の改善を行うなど、抜本的な見直しを行った。なお、政策・施策レベルの行政評価及びアウトカム手法の行政評価制度については、長期計画に基づく毎年度の予算編成とその決算資料により施策等の進捗状況と実績を把握し、次期計画策定において前計画に対する体系的な評価を行っていくこととした。			
未着手・中止の理由				

#### ②行政評価制度と連動した行政経営の仕組みの導入の検討

##### ア 評価をもとにした予算編成の検討と実施

取組目標	行政評価を予算編成過程の中に組み込み、PDCAのマネジメントサイクルの確立を図る。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・試行	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度の評価制度見直しにより、評価結果を次年度予算編成過程に組み込み、PDCAのマネジメントサイクル確立を図った。今後も、新たな行政課題への対応に必要な財源創出のため、事務事業の見直し・統廃合が必要であるが、その選定方法について検討していく。			
未着手・中止の理由				

--	--

イ 長期計画の成果目標の明示、目標達成状況の公表及び事後評価の実施

取組目標	長期計画の主要な施策・事業について、成果目標または活動指標を明示し、目標の達成状況を公表するとともに事後評価を行う。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	実施	
実施状況	○	○	△	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	長期計画は、個別計画のように個別具体的に事業の実施等を定めたものではなく、事業を束ねた概念として、施策のあり方や方向性等を示している。そのため、事業ごとの短期的な評価では、施策本来の有効性・効率性を正しく示さない面があることから、数値による成果目標また活動指標の明示は実施しないこととした。なお、長期計画に基づく毎年度の予算編成とその決算資料により施策等の進捗状況と実績を把握し、次期計画策定において前計画に対する体系的な評価を引き続き行っていく。			
未着手・中止の理由				

ウ 事業単位の調整の検討

取組目標	事務事業評価を長期計画や予算・決算と総合的にリンクさせるための事業単位の調整を、財務会計システムの入れ替えも視野に入れて検討を行う。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	全事務事業評価については、事務量の増大等の課題があるため、本市においては必要な事業の見直しや事業コストの情報提供により市民への説明責任を果たしていく。			
未着手・中止の理由				

(2) 部門における予算編成・執行権限の強化

取組目標	予算編成において、部単位の枠配分とし、限られた予算を有効かつ必要な事業には重点的に配分する。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→

実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成18年度より、枠配分方式の予算編成を試行し、その後も様々な修正を加えながら実施してきた。今後も枠配分方式の効果を検証しながら、限られた財源を有効かつ重点的に配分する予算編成方式を検討していく。			
未着手・中止の理由				

(3) 市民ニーズ・満足度調査の実施

取組目標	市民ニーズ、満足度調査を定期的に行う。市政アンケート調査については、施策の満足度、認知度など多様な観点から市民ニーズを把握できるよう調査項目の見直しを検討する。			
担当所管	企画調整課、市民協働推進課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	例年調査している「市政の中で重点的に進めてほしい施策」に加え、平成 21 年度からは、別の角度からも市民意識を把握するため、「市の取り組みを特に評価できるもの」を調査項目に加えた。より回答しやすい仕組みを検討し、平成 23 年度からは調査用紙や配付方法を改善した。今後は、ホームページのアンケート機能の活用などを通じて、より幅広い世代の市民ニーズの的確な把握に努める。			
未着手・中止の理由				

(4) 説明責任の強化

①市民へのわかりやすい経営情報の提供

取組目標	年次財務報告書、予算の概要、決算資料等で、市の財政状況の単年度の概要、中長期的な見通し、各施策、事業の経費と成果の関係などについて市民にわかりやすい資料の作成を行い説明責任の向上を図っていく。			
担当所管	企画調整課、財政課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・実施	実施	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題	市報、季刊むさしの、ホームページにて、予算や決算等の財務状況についてわかりやすい広報に努めるとともに、平成 22 年度からホームペー			

題及び今後の予定	ジにて予算編成過程における予算状況を市民に提供した。今後も市民の視点に立って、わかりやすい資料による情報提供を図っていく。
未着手・中止の理由	

### ②監査委員機能の充実

取組目標	<p>監査制度の充実・強化等について審議中の地方制度調査会の審議状況や地方自治法改正を注視していく。今後、法改正の動きを受けて具体的な検討を進める。</p> <p>監査委員、事務局と専門家との一層の連携を検討するとともに監査委員をサポートする事務局機能を強化する。</p>			
担当所管	企画調整課、監査委員事務局			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討 (法改正等に伴い)	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	<p>第 29 次地方制度調査会答申(平成 21 年 6 月)及び地方行財政検討会議の「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成 23 年 1 月)において、監査機能の充実強化等についての考え方が盛り込まれたが、監査制度に関して地方自治法の改正には至っていない。監査制度については、地方行財政検討会議において3つの制度設計案が示されており、第 30 次地方制度調査会の審議内容も注視していく。なお、平成 22 年 8 月に、全国都市監査委員会が地方行財政検討会議への出席要請を受け、各市監査委員会に対し監査制度の見直し案について意見集約を行った際に、意見を提出した。</p> <p>監査委員事務局では監査委員及び事務局職員の専門性強化のために、毎年専門研修に参加しており、平成 23 年度には公認会計士を講師に招き庁内で研修会を実施した。今後も引き続き研修の強化に努めていく。</p>			
未着手・中止の理由				

### ③外部監査機能の活用の検討

取組目標	行政運営において、透明性の確保及び市民への説明責任を果たすため、外部監査機能の活用についても検討を行う。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→

取組目標	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	他自治体の事例について研究を行うなど、外部監査機能の活用について検討してきたが、外部監査では3E(経済性、効率性、有効性)監査が中心となっており、監査基準が統一されていないため他自治体との比較が困難であるなどの課題がある。今後も、公正で合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政運営を図り、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させていくなかで、外部監査機能について検討を行っていく。			
未着手・中止の理由				

(5) 複式簿記会計導入の検討

取組目標	都など他団体の動向を情報収集し、複式簿記会計導入の検討を行う。			
担当所管	財政課、会計課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	本市では企業会計的手法により平成10年度から財務諸表を独自に作成しているが、現在、総務省のモデルを取り入れる団体も多くなってきている。他市の動向をみながら、本市の財務諸表との比較検証を行い、新たなモデルの導入について検討していく。			
未着手・中止の理由				

(6) トップマネジメント支援機能の強化

取組目標	トップマネジメントを強化するため、庁議等の活性化、機能強化等を進める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	実施	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	経営会議、主管者会議など部長級以上の職員によって構成される定例的な庁議の他にも、新たに各部長による部方針のプレゼンテーションを実施するなど市政情報の共有化を図ってきた。今後も、部門間を越えた市政運営に関する活発な意見・議論と情報共有が庁内の各職層でなされていよう、検討を重ねていく。			

未着手・中止の理由	
-----------	--

(7) 市民参加、協働のルールづくり

①審議会の運営ルールの統一

取組目標	各種審議会等の運営にあたり公募委員の選任、パブリックコメント、情報公開等について統一的ルールを定める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討・策定	実施	→	→
実施状況	△	△	△	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	公募委員については、「附属機関等の委員の公募について(平成 20 年度)」に基づき、公募委員の選任を行ってきている。(企画調整課)			
未着手・中止の理由	これまでも、市政運営の基軸となる各計画の策定や事業実施において、市民委員の公募、パブリックコメントの実施、情報公開等を積極的かつ柔軟に行ってきている。ただし、統一的ルールの策定には至っていない。今後は、市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めるなかで検討していく。			

②自治体運営の基本ルールの検討

取組目標	「市民が主役のまちづくり」を推進するために必要な自治体運営に関する基本ルールについて検討を進める。			
担当所管	企画調整課			
年次計画	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
	検討	→	→	→
実施状況	○	○	○	
目標に対するこれまでの取組状況、課題及び今後の予定	平成 21 年度、22 年度のシンポジウム等に引き続き、平成 23 年度は第五期長期計画策定無作為抽出市民ワークショップ参加者により、「コミュニティ・地域のあり方」「自治のあり方」をテーマとして、ワークショップを開催した。今後は、これまでの議論によって深められた市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化について、市民・市議会・行政の間で共有を図っていく。			
未着手・中止の理由				